

LEC 社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

## 2023 年合格目標 特定社労士 過去問分析講座

(2023 年合格目標 特定社労士 過去問分析講座 使用教材)

(2023/07/19 現在)

「2023 年合格目標 特定社労士 過去問分析講座」で使用する教材におきまして以下の訂正がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※教材名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。裏表紙のバーコード下に記載してあります。

---

・ 2023/07/19 更新分… p.1～2

---

**【2023/07/19 更新分】**

## 講義テキスト (RU23639)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P141 と P142 の間	次ページ掲載の 141(2)頁（第 18 回試験問題 第 1 問 別紙 1〔Xの言い分〕の 16.~18.）を追加

16. 私は入社以来通算して、雇用期間が5年目を迎えており、この間の更新の状況からみて私は将来も更新されるものと期待しており、さらに後1回更新すると無期転換できる権利が発生しますので、このことも励みに仕事を頑張ってきたことでもありますので、よろしくお願いします。
17. 総務課長は、私のこれらの申入れについて本社と協議をしてくれました。しかし、結局、有期社員は限定雇用であり、事業所が閉鎖となった場合には、その雇用期間限りで終了となり、他の事業所へ転動するような形での更新は認めていないとの回答があり、A事業所の他の有期社員の人と同様に期間満了退職慰労金をもって、雇用の終了となるので了解して欲しい。期間満了退職慰労金は他の人より勤務が長いので考慮するが、更新の継続はできないと拒否されました。
18. その後、会社からは6月30日付で雇用期間が満了したこと、期間満了退職慰労金として増額した金30万円を支払うことが通知され、関係書類が送付されました。しかし、私は、あくまで雇用の継続を要求しますし、会社の経営責任からも当然雇用の継続の配慮が必要とされるはずだと思います。そこで、雇止め無効による雇用更新による継続雇用について、県労働局長に対して法律に定める「あっせん」の申請をお願いします。
- なお、私の賃金については、日給制ですが、原則として年末年始を除く祝日は出勤日であり、日給が10,560円で労働日は本年4月は21日、5月は22日、6月も22日であり、この3ヵ月間平均の1ヵ月当たりの基本給は228,800円となりますのでよろしくお願いします。

以上